

11月6日の一般会議に向けて

一般会議申込書(9/18)の「会議のテーマ」

“誰でもわかる町と社協の地域福祉活動計画”

～「地域福祉推進委員会」と「通いの場」～

1、この間の町と社協問題の経緯(概要)

- ・令和元年(2019年)10月3日 監督機関の県が大磯町社協を監査。4つの改善項目などの指摘有り
- ・令和3年(2021年)3月31日 非常勤職員5人、[REDACTED](解雇)一斉退職。
- ・令和3年(2021年)6月23日 栗原前副町長が理事会で「会長」に選任される。
- ・令和3年(2021年)9月6日 栗原氏理事会で解任される。
- ・令和4年(2021年)2月21日 福祉文教常任委員会が「社協委託事業に関する指導監督体制について」「申入書」を町長に提出。
- ・令和5年(2023年)3月 大磯町地域福祉計画決定
- ・令和5年(2023年)6月27日 任期満了役員改選、社協会長に鈴木豊男子氏、常務理事に仲手川 孝氏(福祉課派遣)就任
- ・令和5年(2023年)12月 大磯町地域福祉活動計画素案策定される。
- ・令和6年(2024年)3月8日 第2回地域福祉活動計画策定委員会
- ・令和6年(2024年)9月8日 第3回地域福祉活動計画策定委員会

2、「聞いて欲しい「住民の声」」の作成と関係方面への配布の目的

- ・はぐの会は、この町の「町と社協の意思疎通・連携」が十分で~~ない~~^不「町のリードが足りない」と感じています。
そこで、町が初めて作成することとなった「地域福祉計画」と、社協これまで作成してきた「地域福祉活動計画」を一体ものと位置づけ、「策定委員会」を1つにして、同時進行で作成すべきと町に申し入れてきました。
- ・この申し入れに対して、町長は「了」との意向を示しましたが、今回は時間が迫られている…として「活動計画の策定にあたっては意向に沿いたい」と発言しました。
- ・しかし、今年の1月になって「はぐの会」が知ることとなったものは、昨年12月に社協の第1回地域福祉活動計画策定委員会の開催があり、活動計画(素案)が示されたという内容でした。
- ・策定委員会設置要領にはワーキングチームも地域へのヒヤリングもありません。作業委員会が設置されると書いてありましたが、町も作業委員会に加わるのかもはっきりしていません。メンバーが決まったのか、作業委員会が開かれたと言う形跡は聞いていません。

- ・そこで、これからでも遅くないので、関係者のみなさん（策定委員、社協理事、評議員、議会のみなさん、福祉課）に『聞いて欲しい「住民の声」』をお渡しして、関係者の皆さんとの問題意識の共有を計りたいと思いました。

3、「一般会議」の開催申込みの目的

- ・この「議会一般会議」の開催申込みは、活動計画策定委員会が今日まで3回開かれています。第3回策定委員会(9/3)の「素案」ではなく、「案」と思われるもの、及び委員会の議事録を閲覧したところでは、福祉関係事業者へのアンケートはあるものの、住民へのヒヤリング等がないまま決定されかねないこと。
- ・町長は地域福祉の推進政策で、「通いの場」を強調しています。社協の活動計画では「通いの場」の文字が見えませんが、議事録にも策定委員会に町職員がいるにも拘わらず「通いの場」が議論になったような形跡がありません。
(広報おいそ11月号の特集(通いの場)の記事中には「社協」の一文字もありません。町民には、[通いの場]は町が所管するもので社協は関係外と見てしまいます)
- ・町では、「通いの場」を全町内に普及させようと『区長連絡協議会』の場で説明が行われているように聞きますが、その会議には、社協の方々は一緒に参加しているのでしょうか？
- ・このままでは、町の「地域福祉計画」も社協の「福祉活動計画」も地域に密着した具体的な計画実行がなおざり(絵に描いた餅)になりかねません。
「地域福祉推進委員会」と「通いの場」の関係(組織と運営)がはっきりしないため戸惑ってしまいます。議会の皆さんはどう捉えているのでしょうか。
- ・策定委員会に付された「福祉事業者アンケート」には、重要なものが見受けられました。「社協は人員不足だ」「人材が足りない」「事業者との密な関係になって欲しい」その他云々…一杯あります。町と社協の人員不足が指摘されていてこのままでよいのでしょうか。議会の皆さんはどう捉えているのでしょうか。

以上のような点について問題意識を議会と共有したいと思います。

4、「会議のテーマ」～「地域福祉推進委員会」と「通いの場」～について

- ・今日のテーマを、～「地域福祉推進委員会」と「通いの場」～~~と~~としたのは、通いの場と地域福祉推進委員会を、地域住民が理解しやすく、活動しやすいもの、町と社協がしっかりと連携して行く為の「足場」にするチャンス的なものになるのではないか、という意味を含めたものです。
- ・別添の資料は、この町と他の自治体の違いを、どこがどう違うかの一例を示してみたいと用意したものです。

〔用意した資料について〕

- ① 広報おおいそ 令和6年11月号 P-4『通いの場』の普及の向けて…1枚
- ② ホームページに掲載 2024年8月8日「通いの場とは」高齢福祉係…3枚
- ③ 同上…の別添PDF「みんなが集まる『通いの場』」…2枚
- ④ 社協広報誌 しやきよう おおいそ №140, 144, 138号 …3枚
- ⑤ 倉敷市 社会福祉協議会ホームページお知らせ『通いの場』ガイドブック…2枚

＊ 用意した資料の意図するところは、岡山県の倉敷市では、社協が『通いの場』ガイドブックまで作成して推進します。大磯町では、町と社協の連携が不十分と考え、比較参考資料として用意しました。

・「この間の…経緯」に示したように、はぐの会は社協の組織と運営を立て直して行く過程で、町と社協がプロジェクトを組んで「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を1つの策定委員会で進めるよう町と社協に申し入れも行ってきました。

・昨年12月、社協は「地域福祉活動計画策定委員会」を立ち上げて活動計画の作成を進めていますが、直近の策定委員会の資料を頂いて、議事録も閲覧して見ましたが、「通いの場」は一字もないと思います。職員も参加していると思いますが、町の「通いの場」の推進は活動計画に書き込まれるべき事ではないのでしょうか。

・策定過程を見ると、事業者へ行ったアンケート以外に、地域住民、あるいは地域住民を代表する関係者へのヒヤリング、アウトリーチなどの形跡が見えません。町が人も時間も社協との連携・協力体制を本気で構築していくことが求められていると思います。

・議会に求めたいのは、各地区での地域福祉活動の組織と運営の現状把握、福祉活動推進の悩み、事業者団体のアンケートにあるような要望、当事者でもある社協の実態把握と要望の聞き取り、町行政現場との折衝など、住民を代表する立場から、地域福祉の町政をリードしていただきたいと痛切に願います。